

意見の概要	措置内容	措置状況
（１）平常時の地域団体等の一層の連携による要援護者支援活動の充実 ①防災福祉コミュニティ ア 地域福祉活動と連携した防災学習や要援護者も対象とした防災訓練等の実施 地域住民への防災の啓発は、福祉活動と連携することで参加者も多くなり、より効果が高くなるものと考えられるため、消防局においては、活動実績報告書の様式の見直し等も含め、地域福祉活動と連携した活動及び要援護者向け防災活動等の実施状況の把握に努めるとともに、日頃から、その実施を防災福祉コミュニティに積極的に働きかけられたい。 （消防局予防課）	防災福祉コミュニティが作成する「活動実績報告書」に福祉活動に関する実施状況も記載できるよう様式を見直すことについて、この活動実績報告書は年度当初に各防災福祉コミュニティから提出いただく「防災組織運営活動費助成申請書」に対応したものとしての一年間の実績報告であるため、福祉活動について取り立てて報告を求めている。 しかし、防災福祉コミュニティからの訓練の相談や指導をしている各消防署の地区担当者が要援護者支援の取り組みをはじめ、訓練内容を詳細に把握している。 各消防署から毎月本部に送付している「消防職員地区担当制活動結果報告書」の中に、防コミが活動した詳細内容を記載する欄を設けている。 平成25年度に各消防署から報告された内容から、具体的に実施例を挙げていくと、例えば、防コミが主体となって児童館の児童と一緒に公園で消火訓練を実施したり、地域で実施しているラジオ体操の後に防災訓練を実施したり、老人ホームが実施する避難訓練に防コミが安全管理として訓練支援するなどの活動内容の報告が挙がってきている。 今後においてもこのような地域福	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
イ 地区担当者及び地域防災調整者の役割分担の検証 要援護者支援活動推進の点において、消防署と区役所及び区社協の担当者間での連携が必ずしも十分でないといった面が見られ、また、要援護者支援という専門外の新しい観点に対応していくためにも、地区担当者と地域防災調整者の役割を検証し、要援護者支援の関係機関との調整機能の強化を図られたい。 （消防局予防課） ウ 市民防災リーダー研修における要援護者支援プ	祉活動と連携した活動についての把握にさらに努めていく。 また、要援護者支援の取り組みという項目を設けて、要援護者向け防災活動の実施状況を報告している。 今後とも、地域福祉活動と連携した活動及び災害時の要援護支援は重要な取り組みであると認識しており、日ごろから地域の実情に応じた働きかけと実施状況の把握に努めていく。 （消防局予防課） 要援護者支援活動推進という観点で、消防署内の事務分担では、区役所関係課との調整は地域防災調整者が担当することになっており、地域との窓口は地区担当者が担当することになっている。 また、消防署長は区役所の部長となっており、さらに平成24年度からは総合的な地域防災力の向上を図るため、消防防災課長を新設し、消防署と区役所等との連携が強化されている。 今後においても、地域防災調整者のスキルを上げ、署長、消防防災課長とともに関係機関と連携して、地域の実情に則した要援護者支援活動のサポートができるよう、対応していく。 （消防局予防課）	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
プログラムの追加 要援護者に配慮した防災福祉コミュニティの活動がさらに展開されるように、市民防災リーダー研修においても、福祉関係団体等との協力支援のもと、要援護者を対象とした避難訓練や要援護者に配慮した避難所運営訓練など、要援護者支援プログラムを実施されたい。 （消防局予防課，消防防災課）	平成26年度からは市民防災リーダー研修に要援護者支援のプログラムを追加する（平成26年4月10日付、各消防署あて実施通知文発出）。 また、平成25年度に作成した消防職員向けの「市民指導マニュアル」に、「車いすの取り扱い」や視覚聴覚障害者の方を避難誘導する要援護者搬送支援方法などを記載しており、平成26年度以降はこのマニュアルを活用して、職員が市民防災リーダーの方々などに指導していく。 （消防局予防課，消防防災課）	措置済
②ふれあいのまちづくり ア ふれあいサロン（喫茶）の拡充 ふれあいサロン（喫茶）は、平常時においては、高齢者の閉じこもりを防止し、地域内の高齢者の仲間づくりや相互の助け合いの機運を醸成するとともに、参加者に関する情報等を地域で共有する機会となるものであり、災害時の情報伝達、安否確認等にも有用となる事業である。ふれあいサロン（喫茶）について、例えば、開催頻度の短縮、地域福祉センター以外での開催、特に男性高齢者の参加を促す企画の実施など、ふれあいのまちづくり協議会がふれあい喫茶の拡充に努めるように支援されたい。 （保健福祉局計画調整課） イ 部会活動の充実 「ふれあいのまちづくり協議会 運営の手引	開催頻度については、ふれあいのまちづくり協議会が地域の実情に応じて判断することとなる。地域福祉センター以外での開催については、現在でも自治会館などの民間施設で行う場合にも「ふれあいのまちづくり助成」の対象として支援を行っている。男性高齢者の参加を促す企画の実施については、「男性料理教室」なども「ふれあいのまちづくり助成」の対象としており、そのような事例をPRするなど喫茶への参加にもつなげている。 （保健福祉局計画調整課） 支援条例第2条第2号では「要援	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
き」によれば、地域が一体となった防災活動や防犯活動などの安全で安心なコミュニティづくりを協議会の役割の一つとしており、また、委員の一部の方が機動的に集まり、事業を企画・実施するための部会の設置についても規定されている。支援条例の施行を受け、地域における要援護者支援活動に関する議論を深め、地域における要援護者支援の取り組みをさらに進めていくためには、協議会に防災部会を設置し、防災福祉コミュニティとの連携を図っていくことが望まれる。 つについては、ふれあいのまちづくり協議会が、さらに防災部会の設置及び防災福祉コミュニティとの連携を推進していけるよう、一層尽力されたい。 （保健福祉局計画調整課、消防局予防課）	護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が定めるもの」を要援護者支援団体としている。地域によって、各団体の活動状況はさまざまであることから、支援を行う主体を広く認めることで、必ずしも防災福祉コミュニティやふれあいのまちづくり協議会といった全小学校区で組織されている団体に限らず、地域で要援護者支援に関して熱意のある団体に取り組んでいただくこととしている。 （保健福祉局計画調整課） これまでも消防局では「防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱」第4条に基づき、ふれあいのまちづくり協議会に防災部会を設置し、防災活動を実施していただくことを推奨してきているので、今後とも、地域の実情に応じた活動を実施していただくよう支援していく。 （消防局予防課）	措置済
③住民主体の地域見守り体制の充実 ア 地域見守り体制の充実 各区においては、北区の「絆サポーター」、兵庫区の「高齢者みまもり応援団」などの新たな取り組みが行われており、この他、民生委員支援員制度のより一層の活用やふれあい喫茶を活用した参加者相互の見守りも考えられる。 保健福祉局においては、これらの取り組みを参考にして、地域特性に応じた地域見守り体制を充実さ	地域住民同士で見守りあえる地域づくりを行うため、あんしんすこやかセンターの見守り推進員を中心に、平成16年度から「コミュニティサポートグループ育成支援事業」を実施している。ふれあい喫茶や映画会などの交流事業や介護予防	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
れたい。 （保健福祉局計画調整課，介護保険課） イ オートロック化された集合住宅での地域見守りの検討 中央区役所及び中央区の区社協では，平成24年度より「集合住宅ひとり暮らし高齢者等支援研修会」を開催し，民生委員，友愛訪問，集合住宅管理組合，関係事業者（新聞配達所，宅配事業者）等と集合住宅の高齢者への支援方法を検討・実施している。 中央区等の取り組みを参考にして，集合住宅「内」でお互いが助け合う環境（仕組み）と「外（周辺地域）」と排他的にならずに協働する仕組みを，マンションデベロッパーや集合住宅管理組合の参加を求め，関係部局を含め，検討されたい。 （保健福祉局計画調整課，介護保険課） ウ あんしんすこやかルームの機能維持 「あんしんすこやかルーム」の財源である阪神・淡路大震災復興基金事業が平成26年度末に終了する予定となっている。 保健福祉局においては，基金事業の期間延長，一般施策として国等への予算要望などあんしんすこやかルームに係る財源確保に努めるとともに，あんしんすこやかルームの機能維持に努められたい。 （保健福祉局介護保険課）	教室、世代間交流など地域特性に応じた活動の立ち上げを支援し、住民同士で見守り合える地域づくりを各区・地域で展開しているところである。（平成24年 支援グループ数327グループ） （保健福祉局介護保険課） 平成23年度から実施している「協力事業者による高齢者見守り事業」において、平成25年度から従来の宅配事業に加えて新たに住宅管理事業者にも拡大し、現在2社も協力事業者として参加いただいている。中央区以外の地域においても、本事業の協定をもとにあんしんすこやかセンターと住宅管理事業者をはじめ、新聞販売店や宅配事業者等が顔の見える関係作りをしながら連携し、住宅や地域の状況に応じて、オートロックマンション等の集合住宅における見守りの強化を図っているところである。 （保健福祉局介護保険課） 平成27年度以降についても基金時事業の延長を要望するとともに、国・県に対して恒久的な仕組の構築等について要望を行うこととしている。 あんしんすこやかルームをはじめとした高齢者の見守り事業の今後について、現在開催中の「高齢者見守	措置済 措置方針

平成25年度 行政監査（監査対象：危機管理室・保健福祉局・消防局・各区役所）

意見の概要	措置内容	措置状況
	りのあり方検討会」において平成26年6月末頃には方向性を出す予定である。検討会での方向性をふまえ、具体的な方策を検討することとしている。 （保健福祉局介護保険課）	

意見の概要	措置内容	措置状況
（２）要援護者支援活動への本市の体制及び仕組みの充実 ①地域要援護者支援活動への支援策 ア 区総合防災訓練での要援護者支援訓練の実施 いくつかの区においては、モデル地区を指定し、区役所はもとより、要援護者支援団体として想定される、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体や障がい者団体とも連携し、実際に要援護者も参加した情報伝達・避難誘導・安否確認などの訓練を実施しており、その取り組みを全域的に拡充していくことも効果的と考えられる。 今後とも、区総合防災訓練等については、地域住民や要援護者等の参加も求め、要援護者支援訓練も実施されたい。 （各区総務課）	地域においては、すでに要援護者を巻き込んだ訓練を実施しているところもあり、実施地域のノウハウを他の地域へ拡充していけるよう関係課並びに関係団体とも連携を図り、区の総合防災訓練等において、地域住民や要援護者等を巻き込んだ、要援護者支援訓練の実施を検討していきたい。 （東灘区総務課） 西郷地区においては、平成24年12月及び平成26年3月に津波避難訓練を実施した。 その中で、平成24年12月に実施した際には、要援護者の訓練参加はなかったものの、要援護者を想定した訓練を実施し、平成26年3月においては、西郷地区防災福祉コミュニティとして、地域に居住する聴覚障害者に対して声かけ及び避難誘導の訓練も行うなど、一部の災害時要援護者の参加ではあるが、地域の連携のもとで訓練ができた。 さらに、灘区医師会にも参加いただき、トリアージの円滑な実施にあたっての避難者各自の協力の重大さということについて講演をいただくなど、参加する関係団体の枠も広げながら実施してきている。 今後も、できるだけたくさんの関係団体や関係者にも参加をいただき	措置方針 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	ながら実施していきたい。 (灘区総務課) 一部地域では、社会福祉協議会が事務局となり、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体をはじめ、要援護者が利用される施設とも連携し、実際に高齢者・障がい者・車いす使用など要援護者も参加した訓練を実施した。 これをモデルケースとして、引き続き、区社会福祉協議会（地域福祉ネットワークカー）等と連携していくとともに区総合防災訓練等への参加のあり方を検討していきたい。 (中央区総務課) 兵庫区では、平成 18 年度から、防災福祉コミュニティ等と連携しながら実施している区総合防災訓練の中で併せて、民生委員、障がい者団体等の協力を得ながら、高齢者・障害者が参加する災害時の要援護者避難訓練を毎年度実施している。 平成 25 年度までに区内 17 地区の防災福祉コミュニティのうち 15 地区について要援護者避難訓練を実施してきており、平成 26 年度も継続実施する。 また、各地区の地域住民による自主的な防災訓練においても、車椅子や簡易担架などの避難資材を用いた避難訓練や要援護者の安否確認などを独自に実施している地区があり、区役所や消防署もこうした地域の取	措置方針 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	り組みに対して支援を行っており、引き続き支援を継続していく。 （兵庫区総務課） 北区では、毎年実施する区総合防災訓練を地域の防災福祉コミュニティや消防・警察・建設事務所・水道局など防災関係機関と協力し共同開催することにより、その地域の課題や特性を活かした訓練を行っている。また、訓練実施地域だけでなく、各種団体や他の防災福祉コミュニティにも案内を送付し、各地域の防災意識の向上に役立ててもらっている。 平成23年度から要援護者支援をテーマに訓練を行い、平成23年度は「ひよどり台地区」において、要援護者支援の課題抽出、平成24年度は「藤原台地区」において、北区の推進する「災害時要援護者支援の取組」を紹介する訓練を行い、平成25年度は「大原・桂木地区」において、実際の要援護者が参加する訓練を行った。 また、平成24年度の訓練から、医療機関や老人福祉施設等が参加した訓練を行っている。 平成26年度は、要援護者の登録を行った「道場地区」において、支援計画を作成し、それに基づいた要援護者支援訓練を地域・事業者・行政が連携し実施する。今後も「道場地区」をモデルに要援護者支援訓練を各地域で実施し、要援護者支援の登録に繋げていきたい。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	(北区総務課) 長田区では、従前より区総合防災訓練時に災害時要援護者避難訓練を併せて実施し、要援護者と支援者の参加を得て、安否確認や避難誘導などを行っている。 平成 25 年度にも高齢者や外国人等要援護者と支援者の参加を得た。 今後も引き続き、地域団体等と実施時期や内容を相談しながら、要援護者等の区総合防災訓練への参加を推進していく。	措置済
	(長田区総務課) 区総合防災訓練においては、要援護者の避難訓練などを取り入れ、既に実施しているところである。また、地域においても、多くの防災福祉コミュニティが訓練の中で要援護者支援の取り組みを行っており、今後は消防署と連携しさらなる拡充に努めていきたい。	措置済
	(須磨区総務課) 従来より、区総合防災訓練については、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会とともに実施し、要援護者の支援を目的とした避難所への参集訓練や情報伝達訓練等を実施している。 今後、訓練内容や参加者の拡充等について、関係者と相談しながら、取り組みを進めていきたい。	措置済
	(垂水区総務課)	

意見の概要	措置内容	措置状況
	西区では、平成 24 年度の総合防災訓練において玉津 4 防コミ（玉津・出合・枝吉・高津橋）と共同で防災訓練を実施した。また、訓練では従来の訓練内容にプラスして避難訓練も実施し、地域・事業者・要援護者が協働で訓練に参加、避難所である体育館では、避難者名簿の作成、血圧測定などのバイタルチェックを玉津地域の病院や各種団体等にご参加いただき実施した。 このように今後も訓練を通じて、災害に対して迅速に対応できるよう地域・事業者・要援護者・各種団体との協力関係の構築を図っていく。 平成 25 年度の防災訓練においては、これまで訓練に参加いただいている聴覚障がい者の方々の意見を取り入れた FAX による情報伝達訓練を実施した。聴覚障がい者が災害情報を入手する手段には、FAX が情報伝達ツールとして最もポピュラーであることから、行政と双方向での情報伝達訓練を実施した。これらの取組みにより、西区計画に掲げている「一人も見逃さない運動」の推進に取り組んでいる。 （西区総務課）	措置済
②地域防災計画の見直し等 ア 災害時要援護者支援のための横断的組織の確立 支援条例第 3 条では、「市は、要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立（中略）を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。」と規定されている。 ガイドラインの策定にあたっては要援護者支援に関係する部局で検討会を立ち上げ横断的に取り	現在、地域防災計画の改定作業を行っており、平成 26 年度中に開催を予定している神戸市防災会議に諮り、横断的組織を地域防災計画に反映することで、改善の措置を講じる予定である。	措置方針

意見の概要	措置内容	措置状況
組むとともに、ガイドラインでは平常時における庁内の役割分担を定めている。 ついては、地域防災計画においても、要援護者支援に係る横断的組織について、その構成及び役割を明記されたい。 （危機管理室、保健福祉局計画調整課） イ 要援護者支援団体の役割 現行地域防災計画「9-6 災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取り組み」において、「災害時要援護者支援のための体制づくりの推進」、「災害時要援護者リストの整備」、「福祉避難所（要援護者用避難所）の指定」については規定されているが、条例で規定された要援護者支援団体の役割及び本市による支援措置については、記載されていない。これらについても、地域防災計画において、明記されたい。 （危機管理室、保健福祉局計画調整課）	（危機管理室、保健福祉局計画調整課） 現在、地域防災計画の改定作業を行っており、平成26年度中に開催を予定している神戸市防災会議に諮り、要援護者支援団体の役割及び本市による支援措置についても地域防災計画に反映することで、改善の措置を講じる予定である。 （危機管理室、保健福祉局計画調整課）	措置方針
ウ 要援護者相談員の設置 保健・福祉に関する相談体制の強化及び災害時の在宅の要援護者の安否確認と福祉ニーズを把握するため、あんしんすこやかセンター及び見守り推進員等の福祉資源の活用も含め、要援護者相談員の仕組みを早急に検討されたい。 （保健福祉局計画調整課）	災害の規模や発生状況等によりさまざまな被災状況が想定されることから、民生委員に限らず、地域の多くの人に相談機能を担っていただくことが必要になると考えており、災害時に必要な相談機能の確保に向けて、引き続き検討を行う。 （保健福祉局計画調整課）	措置方針
エ 福祉避難所運営マニュアルの作成 厚生労働省の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」等を参考に、具体的な受入れ手続き、物資・器材の備蓄、対象者の移送手段、運営方法、専門的な技術を要する人材の確保、提供する福祉サービスなど福祉避難所に関する運営マニュアルの策定を検討されたい。	福祉避難所のうち、福祉施設については、神戸市老人福祉施設連盟の加盟施設に対する運営マニュアルを平成25年度末に策定したところである。地域福祉センターについては、各区の体制などを踏まえなが	措置方針

意見の概要	措置内容	措置状況
（保健福祉局計画調整課） オ 本市と社会福祉協議会の要援護者情報の共有 市（区）社会福祉協議会と災害ボランティアによる災害時の要援護者支援のあり方、共有化する要援護者情報の内容及びその活用のルールづくりを検討されたい。 （保健福祉局計画調整課）	ら、引き続き検討を行う。 （保健福祉局計画調整課） 市（区）社会福祉協議会の役割としては、平常時・災害時ともに、要援護者支援団体を支援する役割が重要であると考えている。地域福祉の分野における市（区）社会福祉協議会の役割はさまざまであることから、効果的な要援護者支援のあり方等について引き続き検討を行う。 （保健福祉局計画調整課）	措置方針
③区役所の防災福祉機能の向上 ア 防災福祉関係実務者（係長，担当者）間の情報の共有化 各区において，課長会等での情報共有化及び事業の総合調整を進めているものの，防災福祉関係実務者（係長，担当）間のコミュニケーションが緊密ではない面も見られ，その役割の認識や事業情報及び地域情報の共有化などが，必ずしも十分に図られているとはいえない。ついては，なお一層の情報の共有化及び事業協力を図られたい。 （各区総務課）	これまでも防災福祉関係の案件は、情報共有や事業協力の観点から連絡調整会議等を開催し、遺漏無きよう努めてきている。これまで同様地域へ働きかけていく際は、連絡調整会議を開催し、その後地域等における活動の具体化が進む際には、実際に事務を担当している実務者間の連絡調整会議の開催も視野に入れていく。 （東灘区総務課） 灘区においては、平成24年度から、区内の行政機関（灘消防署、灘警察署、東部建設事務所、灘区役所（総務課、まちづくり課、健康福祉課、区社協、市税事務所））をメンバーとする「灘区防災関係課長会議」を発足させているが、実際の出	措置方針 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	席者は課長級、係長級のみならず担当者も参加する中で、時々の要請に応じてメンバー以外の関係セクションにも参加いただき、必要な情報交換等を行っている。 内容としては、区の防災組織計画から、要援護者対策、都賀川対策、土砂災害対策、新型インフルエンザ対策等多岐に及んでいる。今後も積極的な情報共有ができるようにしていきたい。 （灘区総務課） 区社会福祉協議会主催により関係課・係長の連絡会議を定例的に開催する等、一層の地域活動への支援情報の共有化、コミュニケーションを図っており、引き続き、充実・拡大するなど事業協力に努めていきたい。 （中央区総務課） 兵庫区では、要援護者支援の推進、防災対策等、一部署、一機関のみで対応することができない事項については、区役所、消防署、建設事務所などが会議や打合せを密に行い、情報を共有し、課題に対する役割分担などについて議論し、課題解決に向けた相互協力に努めてきたところである。その際には、係長及び担当が中心となり連絡調整を行っており、防災福祉関係実務者間の連携はスムーズに行われている。 今後も引き続きこうした取組み	措置済 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	を継続する。 （兵庫区総務課） 北区においては、平成24年度より災害時要援護者支援の取組を進めており、日常の地域の見守り（マンツーマンディフェンス）の輪を厚くし、災害直後は組織的な支援（チームディフェンス）が出来るように地域と取り組んでいる。災害時要援護者の取組は各課に関係しているため、区役所内で地域の窓口を決め、地域担当制により事業を進めている。 そのため、区内の防災福祉関係機関（総務課、まちづくり推進課、健康福祉課、区社会福祉協議会、北消防署）との部・課長会や、係長・担当者会議を開催し、各所管課が担当している地域の進捗状況等情報共有を行っている。 （北区総務課） 区役所の災害時の体制・機能等については区の防災組織計画で定めているが、区総合防災訓練や地域の訓練等の機会等を活用し、一層の情報共有と協力体制を進めていくとともに、検証を継続していく。 （長田区総務課） これまでも既存の会議の場で、防災福祉関係についても、必要に応じて情報交換等を行っている。今後、区内の事業の情報共有・事業協力を努めていきたい。	措置済 措置済 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	(須磨区総務課) 毎年、区防災組織計画にかかる各所属における役割について、区役所内で研修を実施し、係長、担当者に周知を行う機会を設けている。 また、既存の会議の場においても実務者の情報共有を行う場を設けており、課題解決に取り組んでいる。 今後も情報の共有化の充実・拡大に努め事業を推進していきたい。 (垂水区総務課) 西区では、「西区防災パトロール」・「ため池パトロール」・「西区総合防災訓練」などを通じて、神戸西警察署、西消防署、西建設事務所、西区役所等で各地域の特性を事前に情報共有している。西区総合防災訓練では、災害発生を想定し、各行政機関から職員を派遣し、区役所内にオペレーションセンターを設置して災害情報の収集・共有をしながら各機関が必要な災害対策が講じることができるようにしている。また、実際に長雨などで災害発生が懸念される際には、各行政機関内で相互に情報交換を行い、災害情報の共有に努めて迅速な災害対応ができるようにしている。 区役所内においても総務課・まちづくり課・健康福祉課では、特に連絡を密に取り合い、災害情報の発信や福祉避難所の開設準備など、迅速な災害対応ができるようにしている。加えて、西区社会福祉協議会を	措置済 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
イ 区役所の防災福祉機能の検証 区役所の防災・災害救助業務は広範囲でかつ専門的であるが、近年、阪神・淡路大震災を経験した職員が少なくなっていることから、区役所における防災機能の維持が困難になることが懸念される。 区役所の防災福祉機能・体制のあり方、危機管理室との関係、地域の防災訓練のあり方などを検証し、区役所の防災福祉機能の一層の向上を図りたい。 （各区総務課）	通じて、ボランティア団体との連絡を取りながら災害時に必要な対策が取れるように努めている。 （西区総務課） 災害発生時、市民対応の最前線となる区役所において、多岐にわたる防災業務についてはその機能維持が難しくなることも考えられる。今後、地域における災害時要援護者支援計画策定を働きかける際に、区役所内の体制や危機管理室との関係など、関係機関と緊密に連携しながら、防災福祉機能の向上を図っていききたい。 （東灘区総務課）	措置方針
	灘区では、平成 24 年 4 月から毎月 1 回定期的に「灘区防災関係課長会議」を灘消防署、東部建設事務所、灘警察署及び区内関係課（ふれまち担当課、要援護者対策担当課、区社協含む）の課長級及び係長級以下の職員の参加のもと開催している（危機管理室も随時参加）ほか、灘消防署主催の防災福祉コミュニティ連絡会や、毎年 6 月に灘消防署にて実施し各防災福祉コミュニティが参加する河川見守り検証訓練や 1 月 17 日実施の市民防災の日の訓練にも、区役所として担当者も含め参加している。また、平成 25 年 9 月 30 日には灘区医師会をはじめとする三師会と災害時における緊急医療及び	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	救護について協力する協定を締結するなど、各方面にて協力体制、情報やノウハウ共有はできていると考えている。 また、各地域で開催される防災訓練等においても必要に応じて区役所も参加するなどしている。 今後は、危機管理室との関係をもっと緊密な関係を築いていく必要があると感じている。 （灘区総務課） 一昨年より、区総合防災訓練は、消防署による防災技術研修会と連携することにより、企業と地域団体、行政が一堂に参加できる防災訓練に取り組んでいる。また別組織ではあるが、同一庁舎内にあることから、東部衛生監視事務所を防災訓練に参加していただくなど区役所の防災機能の維持に努めている。 今後とも、関係機関と緊密に連携しながら、区役所の防災福祉機能の向上を図っていきたい。 （中央区総務課） 区の防災福祉機能・体制等については、（危機管理室所管の）神戸市地域防災計画に定められており、同計画に基づいて、区のそれぞれの所管課がその機能を果たすべく体制を整備しながら、地域特性なども勘案しつつ、見直しが必要なところは随時見直しをおこなってきたところである。 また、区の防災機能を維持するた	措置方針 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	め、防災訓練等で各部署の役割を確認するなど年間を通じて様々な取り組みを行い、本庁所管課である危機管理室及び保健福祉局とも連携しながら、事業を進めている。 また、地域の防災訓練については、地域が自主的かつ継続的に実施することが極めて重要である。そのため、各地域の特性に応じた地域による防災訓練が継続的に実施されるよう、かねてから消防署が支援を行っており、津波への対応や要援護者支援の取り組み等のその時々の問題を考慮したり、地域の要望に応じたりしながら、防災訓練のあり方を毎年検証し、見直しを進めてきたところである。今後も区の関係課が協力しながら、こうした支援を続けていく。 （兵庫区総務課） 北区では、毎年実施する区総合防災訓練を各地域の防災福祉コミュニティや消防・警察・建設事務所・水道局など防災関係機関と協力し、共同開催している。 また、訓練実施地域だけでなく、各種団体や他の防災福祉コミュニティにも案内を送付し、区総合防災訓練で実施している要援護者支援訓練などを見学していただき、各地域の訓練に役立ててもらっている。 防災福祉コミュニティに関しては、消防局が主催している防災福祉コミュニティ会議に区（総務課・必要に応じ健康福祉課）も出席し、情報提供を行うとともに、区が企画す	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	る防災ワークショップなども同時開催することにより、連携を深めている。 また、台風等による浸水被害・避難所開設の準備に備えるため、消防署と北区で関係会議を開催し、防災指令発令時に消防職員が区役所に出務するよう体制強化を行った。 今後についても、危機管理室をはじめ関係機関との連携を図っていききたい。 （北区総務課） 区役所の災害時の体制・機能等については区の防災組織計画で定めているが、区総合防災訓練や地域の訓練等の機会等を活用し、一層の情報共有と協力体制を進めていくとともに、検証を継続していく。 （長田区総務課） 区の災害時の体制・機能等については各区防災組織計画で定めているが、須磨区では、毎年、見直しを行い策定している。 また、危機管理室をはじめとする防災関係機関とは、日ごろから情報共有を図るなど連携に努めており、特に区内の主たる防災機関である、消防署・建設事務所とは連絡会を開催し、速やかに災害対応が行えるよう連絡体制の強化を進めている。 今後も、区総合防災訓練や地域の訓練等の機会等も活用しながら、一層の情報共有と協力体制の整備を進めていきたい。	措置済 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
	（須磨区総務課） 毎年、区総合防災訓練の実施前に関係機関と調整会議を複数回実施し、過去の防災訓練を通じた防災体制のあり方の議論や現状の課題等を話し合う機会を設けている。 今後も関係機関との意見のすり合わせを行う機会を充実させ防災福祉機能の向上を図りたい。	措置済
	（垂水区総務課） 現在、西区役所では、市民の安全と生命を守る観点から防災への取り組みを進めている。防災力を強化するためには、日頃からの訓練や地域での防災力の向上が不可欠であることから、地域の住民・要援護者・事業者・行政とが協働で行う訓練が必要である認識しており、区役所では各種防災訓練を実施している。 区役所の防災組織の在り方については、危機管理室や保健福祉局等関係組織と連携しながら、区内関係課と協力し、防災体制の整備・強化の取り組みを進めている。 （西区総務課）	措置済